



一般財団法人 日欧産業協力センター

EU Policy Insights

欧州グリーンディール

Vol. 37 2026 年 7 月

EU 包装・包装廃棄物規則(PPWR)の適用開始と日本企業への影響

“Packaging and Packaging Waste Regulation”

シニアリサーチフェロー 新開裕子

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金 1-27-6 白金高輪ステーションビル 4 階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

サマリー

EU の Packaging and Packaging Waste Regulation（包装・包装廃棄物規則。以下、「PPWR」）[1]は、2025 年 2 月 11 日に発効し、2026 年 8 月 12 日から適用される（ただし、一部の規定については適用時期が異なる）。従来の Packaging and Packaging Waste Directive（包装・包装廃棄物指令。以下、「PPWD」）を大幅に強化する内容であり、EU 市場に上市される包装および EU 域内で発生する包装廃棄物を対象とする。素材や原産地を問わず、EU 域内で製造された包装だけでなく、第三国から輸入される包装にも及ぶ。

賛助会員・関係者の皆様のみ全文閲覧・ダウンロードが可能です。

賛助会員へのご入会[こちら](#)